

## 公益財団法人平塚市まちづくり財団令和3年度第1回臨時評議員会議事録 概要

令和4年3月24日午後1時30分、公益財団法人平塚市まちづくり財団事務所2階会議室において、第1回臨時評議員会を開催した。

出席評議員8人（評議員総数10人）

福澤正人、神林茂、首藤幸子、清田一美、西山慈恩、平野恵美子、真鍋明裕、森幸男（西山慈恩、真鍋明裕の各評議員はWeb会議の方法により出席）

出席理事6人（理事総数7人）

井上純一、難波修三、岩崎由紀子、梶井龍太郎、田中國義、丸山孜

（岩崎由紀子、梶井龍太郎、丸山孜の各理事はWeb会議の方法により出席）

出席監事1人（監事総数2人）

岩崎浩臣（Web会議の方法により出席）

議事録作成者 議長 評議員会会長 福澤正人

司会者である総務施設課長が、本日の会議はWeb会議システムを用いて開催され、本日の評議員会は、西山慈恩評議員及び真鍋明裕評議員がWeb会議の方法により出席し、Web会議システムにより出席者の映像と音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時適格な意見表明が互いにできる状態になっていることを確認し、また評議員10人中8人の出席と、理事及び監事の出席を得ていることから、本評議員会が有効に成立していることの報告をした後、評議員会運営規程第8条第1項により評議員会会長が議長となり開会を宣した。

議長は、本日の議題は、議案として「議案第2号 令和4年度事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みについて」、「議案第3号 公益財団法人平塚市まちづくり財団定款の一部を改正する定款」、「議案第4号 評議員会運営規程の一部を改正する規程」、「議案第5号 評議員及び役員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程」、「議案第6号 理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程」、「議案第7号 理事の選任」の6案件である旨を告げ審議に入った。

議案第2号 令和4年度事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込み  
について

議長は、議案第2号 令和4年度事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みについて理事長に説明を求めた。理事長は、議案第2号別紙、同説明資料によりその内容を説明した。

清田評議員から、単年で支出が収入を上回った場合どうするのか質問があり、理事長は、その場合はそれまでの繰越金で対応すると説明した。併せて清田評議員から、事業ごとの収支状況について質問があり理事長は、収益事業は、その利益の半分を公益事業に繰り入れるものだが、コロナ禍において減収傾向にあること、また公益事業については単体で収益を計上するのは難しいが、必要な公益事業は今後も実施していくこととし、今後策定する中期経営計画等でより効率的な経営を実施していく旨説明した。

西山評議員から、新文化芸術ホールの活用方法及び既存の中央公民館との利用料金の比較及び平塚市の文化行政において財団が担う役割について意見があった。理事長は、平塚市文化芸術振興計画において規定されている財団の役割を担うこと、利用料金については、新文化芸術ホールの方が既存の中央公民館に比べて高額となること、また今後も平塚市及び新ホール指定管理者と協議を続けていくことを説明した。

議長が諮ったところ、議案第2号 令和4年度事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みについて出席評議員全員一致で原案どおり可決した。

議案第3号 公益財団法人平塚市まちづくり財団定款の一部を改正する定款

議長は、議案第3号 公益財団法人平塚市まちづくり財団定款の一部を改正する定款について理事長に説明を求めた。理事長は、基本財産を定めた表を定款から削除し理事会で定めたものを基本財産とすること、評議員会及び理事会の議事録への記名押印についての規定の変更を行うこと、また理事長及び常務理事の職務執行状況報告の回数を改めることとし、その理由及び内容について議案第3号別紙及び説明資料により説明した。

議長が諮ったところ、議案第3号 公益財団法人平塚市まちづくり財団定款の一部を改正する定款について出席評議員全員一致で原案どおり可決した。

議案第4号 評議員会運営規程の一部を改正する規程

議長は、議案第4号 評議員会運営規程の一部を改正する規程について理事長に説明を求めた。理事長は、定款の改正に伴い評議員会運営規程の議事録の記名押印に関する規定を改正するとし、その理由及び内容について議案第4号別紙及び説明資料により説明した。

議長が諮ったところ、議案第4号 評議員会運営規程の一部を改正する規程について出席評議員全員一致で原案どおり可決した。

#### 議案第5号 評議員及び役員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程

議長は、議案第5号 評議員及び役員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程について理事長に説明を求めた。理事長は、理事、評議員又は監事が決議の省略に係る提案に対し、同意・不同意、異議の有無等の定められた意思表示をした場合及び監事が計算書類等の監査を行った場合を会議等の出席とみなし、報酬を支給すること、報酬は会議等に出席した都度支給することとしているが、前記の報酬及び口座振込みによる報酬については、例外として、その都度定める日に支給すること、また理事長及び常務理事の報酬総額を6,700千円から8,000千円に改めることとし、その理由及び内容について議案第5号別紙及び説明資料により説明した。

議長が諮ったところ、議案第5号 評議員及び役員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程について出席評議員全員一致で原案どおり可決した。

#### 議案第6号 理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

議長は、議案第6号 理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程について理事長に説明を求めた。理事長は、常務理事の報酬月額を205,800円から277,400円に改めること、勤務時間を週31時間から週38時間45分に、その割振りを週4日から週5日に改めること、国民の祝日とあるのを、国民の祝日に関する法律に規定する休日に改めることとし、その理由及び内容について議案第6号別紙及び説明資料により説明した。

議長が諮ったところ、議案第6号 理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程について出席評議員全員一致で原案どおり可決した。

## 議案第7号 理事の選任

議長は、議案第7号 理事の選任について理事長に説明を求めた。理事長は、難波修三常務理事より、令和4年3月31日をもって理事を辞任する旨の届出がされたため、定款第22条第1項の規定に基づき、その後任の理事の選任を求めるものとし、議案第7号により理事の候補者氏名、住所、生年月日を説明するとともに、候補者の経歴、兼業状況等を説明し、また後任の理事の任期は、前任の理事の終期である令和4年度定時評議員会の終結の時までとなることを説明した。

議長が諮ったところ出席評議員全員一致で次の者を理事に選任した。

今井 高司

前記Web会議システムを用いた本評議員会は終始異状なく行われ、全ての審議が終了したので、議長は閉会を宣し、午後2時45分閉会した。